

ただいま議題となりました「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案」につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、政府提出の原案における入院の措置等に係る罰則及び積極的疫学調査に係る罰則並びに緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の際の命令に違反した場合の罰則の見直し等を求めるご意見を踏まえ、また、迅速な対応が求められている現下の状況にも鑑みつつ、

与野党において真摯な修正協議を行い、国民的見地に立つた迅速かつ柔軟な合意形成に基づいて、取りまとめたものであります。

次に、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に関する修正事項であります。

これに関しては、まず、入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき

又は入院の措置の対象者が正当な理由がなく

その入院すべき期間の始期までに入院しなかったときの罰則について、



政府提出の原案においては「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」の刑事罰とされていたものを、「五十万円以下の過料」といった行政罰に修正することとしております。

次に、新型インフルエンザ等感染症の患者等が、都道府県知事又は厚生労働大臣が行う積極的疫学調査に對して正当な理由がなく応じなかつたときの罰則についても、同じように、政府提出の原案においては「五十万円以下の罰金」の刑事罰とされていたものを、「三十万円以下の過料」といった行政罰に修正することとしております。

また、この行政罰である過料に前置する手続として、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に對して正当な理由がなく協力しない場合において、なお感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は厚生労働大臣は、当該積極的疫学調査に応ずべき旨の命令を発することができる制度を設け、この命令に違反した場合に、はじめて過料の対象となることとしております。



また、この命令については、必要な最小限度のものでなければならないことを明記するとともに、書面による通知に関する規定を整備することとしております。このような規定を整備することによって、行政罰といえども、慎重かつ謙抑的な姿勢でもって対処するべきこととしているところであります。

第一に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に関する修正事項であります。

これに関しては、緊急事態宣言時の特定都道府県知事による命令に違反した場合における過料の額を、政府提出の原案における「五十万円以下」から「三十万円以下」に引き下げるとともに、まん延防止等重点措置時の都道府県知事による命令に違反した場合における過料の額についても、政府提出の原案における「三十万円以下」から「二十万円以下」に引き下げる修正をすることとしております。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正については、感染症の発生予防又はまん延防止のための措置の実施に対する必要な協力の要請対象として、「医師」等に加えて「医療機関」を明記する修正もすることとしております。



このほか、以上の修正に伴つて生ずる条文整理等、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。